令和８年（フ）第２３９７号
横浜市戸塚区上倉田町1279番地　ひまわり壮103号
債務者　神長　成文
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５１号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目９番21―707号
債務者　仲田　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０号
島根県出雲市下古志町929番地　ローズガーデンⅠ―202
債務者　石川ゆかり（旧姓高乗）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第７２号
島根県出雲市知井宮町665番地２
債務者　新宮　菜々
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５９６号
岡山県倉敷市児島上の町３丁目12番31号
債務者　筒井　司郎
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０６号
岡山市南区南輝三丁目２番23号
債務者　高田乃里子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０２号
広島県安芸郡府中町青崎東９番９―102号
債務者　栗田　裕也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３３号
広島市西区横川町１丁目５―18　ユービル503、住民票上の住所広島市西区三滝本町２丁目８番26―201号
債務者　徳山りのあ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９５４号
広島市佐伯区楽々園６丁目12番48―１―301号　グランテリア楽々園W
債務者　長坂　里美（旧姓秋山）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７９号
広島県東広島市三永３丁目16番１号　サンライズ藤原202号
債務者　馬場　大介
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８５号
広島市西区観音新町１丁目６番28―801号
債務者　中城　天志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷３番地34　グリッター厚母郷　203号、前住所熊本県熊本市南区城南町下宮地245番地
債務者　篠竹　　清
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１８９８号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目９番23号
債務者　熊谷留美子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９１号
福岡市南区皿山３丁目２番41号
債務者　永淵ひとみ（旧姓菅）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９９４号
福岡市城南区南片江２丁目32番16―203号　グラン・シャリオ
債務者　庄司　徳枝
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４３６号
大分市大字荏隈1714番地の３
債務者　櫻井　瑛史
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６３号
大分市賀来南１丁目１番75―206号　エクセレント由布
債務者　油布　英毅
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係